

令和8年9月17日
東日本高速道路株式会社

競争参加資格停止措置について

1. 競争参加資格停止措置業者名及び住所ならびに措置期間、措置対象地域

ショーボンド建設株式会社 東京都中央区日本橋箱崎町7-8

令和8年9月17日～令和8年10月30日（1ヶ月2週）

地域3（関東支社が所掌する区域）

において東日本高速道路株式会社の機関の所掌に係る工事等の発注

2. 事実概要

有資格者であるショーボンド建設（株）は、令和7年12月4日、関東支社発注の「第三京浜道路 玉川高架橋橋梁補修工事」において、吊足場の組立作業中に吊元のアンカーが抜けたことにより床面パネルが落下し、作業員2名が直下の横断歩道に墜落して負傷するという工事関係者事故を発生させた。

3. 競争参加資格停止措置理由

上記（2. 事実概要）のことは、「競争参加資格停止等事務処理要領（平成18年8月7日東高契第269号）」別表第1第7号に該当する。

競争参加資格停止等事務処理要領 別表第1

措置要件	地域及び期間
（安全管理措置の不適切により生じた工事関係者事故） 7 会社の発注に係る工事等の施行に当たり、安全管理の措置が不適切であったため、工事等関係者に死亡者又は負傷者を生じさせたと認められるとき。	発生地域について当該認定をした日から2週間以上4月以内

○問合せ先：東日本高速道路株式会社 総務・経理本部 経理財務部 調達企画課

以 上